

# 住民の皆さまへお知らせ【第44号】

平成24年12月14日発行

発行・編集 丸森町原発事故対策室  
問い合わせ先 ☎87-7658

## <町内の空気中の放射能測定結果について>

町内保育所・小学校・中学校等の空気中の放射線量測定結果【定点測定日12月7、10、11日】

(単位：マイクロシーベルト/時)

測定場所	定点測定値	MP	現場保管場所(12/5)	測定場所	定点測定値	MP	現場保管場所(12/5)
丸森たんぼぼこども園	0.08			大内小学校	0.12	★	0.09
丸森小学校	0.11	★	0.11	小斎小学校	0.10	★	0.10
羽出庭分校	0.13	★		館矢間保育所	0.10		0.12
丸森中学校	0.10	★		館矢間小学校	0.08	★	0.09
金山保育所	0.14		0.15	大張児童館	0.15		0.15
金山小学校	0.09	★	0.12	大張小学校	0.14	★	0.16
筆甫保育所	0.18			耕野児童館	0.18		
筆甫小学校	0.09	★		耕野小学校	0.13	★	
大内保育所	0.12		0.13				

※保育所、児童館は園庭等の中心部一箇所で地面から50cmの高さで測定。モニタリングポストは、小学校50cm、中学校100cmの位置で測定しています。

※和田保育所、啓明小学校、旧丸森東中学校、旧大内中学校および旧丸森西中学校の測定結果は裏面に記載しております。  
※表に★印(MP:モニタリングポスト設置施設)がある定点測定値は、モニタリングポストの計測値の小数点第三位を四捨五入してお知らせしています。(今回は、12月11日午後2時の計測値です)

※現場保管場所の測定は、埋設した場所の中心点(高さ50cm)で計測しています。

## <町内戸建住宅除染のための同意書を提出されたかの確認をお願いいたします>

町内の戸建住宅(皆さまのお宅)の除染を実施するために提出していただく同意書について、その確認のための資料の発送を行ないました。資料を確認していただき、同意書をまだ提出されていない方は、12月中に同封の返信用封筒にて返送いただきますようお願いいたします。

なお、詳細な測定の結果、敷地内の平均空間線量およびマイクロホットスポットの測定値が、町が目標とする0.23マイクロシーベルト/時を下回っているお宅は除染を行なう必要がありませんが、確認資料は別に送付させていただきますので資料を確認していただいた旨の確認書の提出をお願いいたします。

問い合わせ先：原発事故対策室  
☎87-7658

確認資料が届いていない方は  
こちらをお読みください

○線量が低く、除染が不要なお宅は別に発送します

◆詳細測定の結果、庭の平均空間線量およびマイクロホットスポットの値が0.23マイクロシーベルト/時を下回ったお宅については、12/20までお手元に届くように確認資料を発送いたします。内容を確認していただき、確認書類の返送をお願いいたします。

○住民登録がない方の建物については、発送していません

◆丸森町に住民登録されていない方が所有者になっている建物、または所有者の方の住民登録地(住所)と大きく離れた場所にある建物については、空家の可能性があることから、発送していません。ご家族の方が居住されているなどの確認が取れた場合、確認資料をお送りしますので、ご連絡をお願いいたします。

## 各課等からのお知らせ

### <農林課から>

#### 干し柿等の安全性を確認しましょう

これまでの干し柿等の試験加工検査の結果から、柿を乾燥することにより放射性物質が濃縮される傾向が確認されています。

原料柿が安全であっても、製造した干し柿等が基準値を超える場合もありますので、町の測定器などで安全性を確認しましょう。

なお、流通している干し柿等は、保健所が食品衛生法に基づき検査を行うことになっております。

問い合わせ先：農林課農政班  
☎72-2113

### <原発事故対策室から>

#### 東京電力による自主的避難等に係る追加賠償の発表がありました

12月5日付けで、原発事故による自主的避難等に対する東京電力からの追加賠償が発表されました。

今後どのように手続きが進むのか等、詳細な請求の方法やスケジュールなどについては、わかり次第お知らせいたします。

賠償の概略は次のとおりです。

#### ◆賠償の概略

①賠償の種類 1)精神的損害等に対する賠償  
2)追加的費用等に対する賠償

#### ②対象となる方

- 1)精神的損害等に対する賠償  
平成23年3月11日に発生した原発事故発生時に、丸森町に生活の本拠としての住居があった方で、  
ア.平成24年1月1日から同年8月31日までの間に、18歳以下<sup>※1</sup>であった期間がある方

イ.平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある方。

2)追加的費用等に対する賠償<sup>※2</sup>

平成23年3月11日に発生した原発事故発生時に、丸森町に生活の本拠としての住居があった方。

※1 誕生日が平成5年1月2日から平成24年8月31日の方

※2 平成23年3月12日から平成24年8月31日の間にア)の対象となる方から出生された方も対象となります

③賠償金額 1)1人あたり4万円  
2)1人あたり4万円  
※それぞれの要件に該当する場合には、合算した8万円が賠償金額となります。

問い合わせ先：福島原子力補償相談室  
(自主的避難等ご相談専用ダイヤル)  
☎0120-993-724

## 町が実施した測定結果について

※過去の数値等は、丸森町のホームページでご覧いただけます。  
<http://www.townmarumoriyagijp/gerpatsu/nousan/nousanhtrnl>

◆検査委託先：宮城県公衆衛生協会(単位：ベクレル/kg)

種別	採取日	採取場所	放射性セシウム			
			134	検出下限値	137	検出下限値
水道水(浄水)	12月6日	石羽	不検出	0.6	不検出	0.6
		黒佐野	不検出	0.6	不検出	0.6
		筆甫	不検出	0.6	不検出	0.6
水道水(原水)	12月6日	石羽	不検出	0.5	不検出	0.5
		黒佐野	不検出	0.5	不検出	0.6
		筆甫	不検出	0.5	不検出	0.7
食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の基準値			< 10			

※1 「検出下限値」とは、その分析法で検出できる最低濃度のことをいいます。

※2 今回「不検出」と表示している放射性物質は、「検出下限値未満」であることを意味します。

